

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳交付システムでは、システム起動時にパスワード入力を設定しており利用者を限定している。
また、システムの円滑な運営を目的にシステムの保守業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	・身体障害者福祉法等の規定に基づき、進達事務、手帳情報の照会業務、手帳交付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条1項 別表 20の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3020)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3020)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
		委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		接続しない(入手) 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステム入力や申請書等の保管、廃棄に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第12条1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、同21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第6号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号ニ、同条第9号ロ、第59条の2第1号ヘ	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 國井 隆弘	障害福祉課長 吉澤 敏弘	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 計数把握時点	2015/1/1	2017/1/1	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 吉澤 敏弘	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム	身体障害者手帳交付システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネット ワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号 へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同 条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条 第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同 条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第 11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10 号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第 1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5 号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4 第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条 第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号二、同条第 9号ロ、第59条の2第1号へ	・情報 第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、 第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29 条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53 条、第55条、第59条の2の2	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 11の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第11条	○番号法第9条1項 別表 20の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第11条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の 項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、 55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の 項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、 第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29 条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53 条、第55条、第59条の2の2	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第十九条第八号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、 37の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の 項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の 項、141の項、144の項、155の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 申請書に記載された個人番号及び本人情報のシ ステム入力や申請書等の保管、廃棄に関して手 作業が介在するが、いずれの局面においても複 数人での確認を行うようしており、人為的ミス が発生するリスクへの対策は十分であると考えら れる。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	—	十分である アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適 切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹 底する。	事後	評価書の見直しに係る修正